

議案第4号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年2月13日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(案)」に対する意見を臨時に代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号)第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）」  
に対する意見

「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）」について  
は、異議ありません。

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例  
等の一部を改正する条例（案）

平成20年2月議会（定例会）

総務部人事課

## 条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

### 1 件名

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

### 2 改正の経緯及び必要性

沖縄県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事及び副知事の給料の額を改める必要がある。

また、その改定の状況等を考慮し、公営企業の管理者等、行政委員会の委員等特別職に属する非常勤職員、教育長及び特別職の秘書の給料等の額を改める必要がある。

### 3 改正案の概要

(1) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例について、知事、副知事、公営企業の管理者、病院事業の管理者、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員の給料の額を改めることとする。〈第1条〉

(2) 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、行政委員会の委員長、委員等の報酬の額を改めることとする。〈第2条〉

(3) 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について、教育長の給料の額を改めることとする。〈第3条〉

(4) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例について、秘書の給料の額を改めることとする。〈第4条〉

(5) この条例は、平成20年4月1日から施行することとする。〈附則〉

### 4 根拠法令

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第204条

(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項

5 関係各課との調整状況

各任命権者、各行政委員会等及び財政課と調整済

6 添付資料

(1) 新旧対照表

## 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,250,000」を「1,240,000」に、「990,000」を「980,000」に、「740,000」を「730,000」に、「860,000」を「850,000」に改め、同表常勤の人事委員会の委員の項中「700,000」を「680,000」に改め、同表常勤の監査委員の項中「700,000」を「650,000」に改める。

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年沖縄県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「224,000」を「222,000」に、「197,000」を「195,000」に、「190,000」を「188,000」に、「163,000」を「162,000」に、「216,000」を「214,000」に、「182,000」を「181,000」に、「201,000」を「199,000」に、「126,000」を「125,000」に、「164,000」を「163,000」に、「69,000」を「68,000」に改める。

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年沖縄県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「740,000円」を「730,000円」に改める。

(沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和59年沖縄県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「364,000」を「361,000」に、「483,000」を「479,000」に、「572,000」を「567,000」に改める。

### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年 2 月 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

沖縄県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事及び副知事の給料の額を改めるとともに、その改定の状況等を考慮し、公営企業の管理者等、行政委員会の委員等特別職に属する非常勤職員、教育長及び特別職の秘書の給料等の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表（第1条関係）

神縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年神縄県条例第96号）

改正案

現行

別表第1（第3条関係）

区 分	給料月額（円）
知事	1,240,000
副知事	980,000
公営企業の管理者	730,000
病院事業の管理者	860,000
常勤の人事委員会の委員	680,000
常勤の監査委員	650,000

別表第1（第3条関係）

区 分	給料月額（円）
知事	1,250,000
副知事	990,000
公営企業の管理者	740,000
病院事業の管理者	860,000
常勤の人事委員会の委員	700,000
常勤の監査委員	700,000

（注） 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。



新旧対照表 (第2条関係)

沖繩県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和47年沖繩県条例第41号) 新旧対照表

改正案

現行

別表 (第2条、第5条関係)

区 分	報酬の額 (円)	費用弁償の額
教育委員会	委員長 月額 222,000	沖繩県職員の旅費に関する条例 (昭和47年沖繩県条例第49号) の規定の適用を受ける職員の旅費相当額
	委員 月額 195,000	
	委員長 月額 188,000	
	委員 月額 162,000	
選挙管理委員会	委員長 月額 214,000	同上
	委員 月額 181,000	
人事委員会	職員を有する者のうちから選任されたもの 月額 199,000	同上
	議会の議員のうちから選任されたもの 月額 125,000	
公安委員会	委員長 月額 214,000	同上
	委員 月額 181,000	

別表 (第2条、第5条関係)

区 分	報酬の額 (円)	費用弁償の額
教育委員会	委員長 月額 224,000	沖繩県職員の旅費に関する条例 (昭和47年沖繩県条例第49号) の規定の適用を受ける職員の旅費相当額
	委員 月額 197,000	
	委員長 月額 190,000	
	委員 月額 163,000	
選挙管理委員会	委員長 月額 216,000	同上
	委員 月額 182,000	
人事委員会	職員を有する者のうちから選任されたもの 月額 201,000	同上
	議会の議員のうちから選任されたもの 月額 126,000	
公安委員会	委員長 月額 216,000	同上
	委員 月額 182,000	



新旧対照表 (第3条関係)

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和47年沖縄県条例第44号)	
改 正 案	現 行
<p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、<u>730,000円</u>とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、<u>740,000円</u>とする。</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表 (第4条関係)

沖繩県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例 (昭和59年沖繩県条例第27号)

改正案

別表 (第3条、第4条関係)

号給	給料月額 (円)	割合
1	<u>361,000</u>	100分の5
2	<u>479,000</u>	100分の10
3	<u>567,000</u>	100分の15

現行

別表 (第3条、第4条関係)

号給	給料月額 (円)	割合
1	<u>364,000</u>	100分の5
2	<u>483,000</u>	100分の10
3	<u>572,000</u>	100分の15

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

## 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例等の概要

### 1 改正の理由

沖縄県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事等特別職の給料月額を改定するほか、知事等の改定状況等を考慮し、公営企業の管理者等、行政委員会の特別職に属する職員等の報酬月額を改定するため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 教育委員長

現行	改正案	
224,000円	→ 222,000円	△2,000円
*改定予定額は、知事の報酬月額を基準とした従来 of 比率を参考に算出した額の千円未満端数を切り捨てた額		
$1,240,000 \text{円 (改訂後の知事等の報酬月額)} \times 17.92 \% \text{(従来 of 比率)}$		
$= 222,208 \text{円}$		
$\approx 222,000 \text{円}$		

#### (2) 教育委員

現行	改正案	
197,000円	→ 195,000円	△2,000円
*改定予定額は、知事の報酬月額を基準とした従来 of 比率を参考に算出した額の千円未満端数を切り捨てた額		
$1,240,000 \text{円 (改訂後の知事等の報酬月額)} \times 15.76 \% \text{(従来 of 比率)}$		
$= 195,424 \text{円}$		
$\approx 195,000 \text{円}$		

#### (3) 教育長

現行	改正案	
740,000円	→ 730,000円	△10,000円
*改定予定額は、知事の報酬月額を基準とした従来 of 比率を参考に算出した額の1万円未満端数を切り捨てた額		
$1,240,000 \text{円 (改訂後の知事等の報酬月額)} \times 59.2 \% \text{(従来 of 比率)}$		
$= 734,080 \text{円}$		
$\approx 730,000 \text{円}$		

# 沖縄県特別職報酬等審議会の答申に基づく所要の措置の概要

別表第1 知事等特別職

区分	平成17年1月1日		平成20年4月1日付け改定案					
	月額	割合(四捨五入)	増減額	改定額	改定率	改定後の知事対比	九州平均(福岡県、本県除く)	
知事	1,250,000	100.0%	△10,000	1,240,000	△0.800%	100.00%	1,247,000	
副知事	990,000	79.2%	△10,000	980,000	△1.010%	79.03%	983,000	
議会の議員	議長	1,000,000	80.0%	△20,000	980,000	△2.000%	79.03%	982,000
	副議長	860,000	68.8%	△10,000	850,000	△1.163%	68.55%	874,000
	議員	770,000	61.6%	△10,000	760,000	△1.299%	61.29%	787,000

別表第2 関連特別職及び教育

区分	H7.11.1		平成20年4月1日付け改定案				
	月額	割合(四捨五入)	増減額	改定額	改定率	改定後の知事対比	九州平均(福岡県、本県除く)
公営企業の管理者	740,000	59.2%	△10,000	730,000	△1.351%	58.87%	772,500
病院事業の管理者	860,000	68.8%	△10,000	850,000	△1.163%	68.55%	958,000
常勤の人事委員会の委員	700,000	56.0%	△20,000	680,000	△2.857%	54.84%	680,000
常勤の監査委員	700,000	56.0%	△50,000	650,000	△7.143%	52.42%	656,000
教育長	740,000	59.2%	△10,000	730,000	△1.351%	58.87%	776,000

別表第3 行政委員会等の委員等

区分	H7.11.1		平成20年4月1日付け改定案					
	月額	割合(四捨五入)	増減額	改定額	改定率	改定後の知事対比	九州平均(福岡県、本県除く)	
教育委員会	委員長	224,000	17.92%	△2,000	222,000	△0.893%	17.90%	237,667
	委員	197,000	15.76%	△2,000	195,000	△1.015%	15.73%	186,000
選挙管理委員会	委員長	190,000	15.20%	△2,000	188,000	△1.053%	15.16%	194,000
人事委員会	委員長	216,000	17.28%	△2,000	214,000	△0.926%	17.26%	219,400
	委員	182,000	14.56%	△1,000	181,000	△0.549%	14.60%	184,333
監査委員	職員委員	201,000	16.08%	△2,000	199,000	△0.995%	16.05%	217,400
	議会選出委員	126,000	10.08%	△1,000	125,000	△0.794%	10.08%	129,333
公安委員会	委員長	216,000	17.28%	△2,000	214,000	△0.926%	17.26%	219,842
	委員	182,000	14.56%	△1,000	181,000	△0.549%	14.60%	185,725
地方労働委員会	会長	216,000	17.28%	△2,000	214,000	△0.926%	17.26%	220,333
	公益委員	182,000	14.56%	△1,000	181,000	△0.549%	14.60%	186,000
	使用者委員	164,000	13.12%	△1,000	163,000	△0.610%	13.15%	167,167
労働者委員	労働者委員	164,000	13.12%	△1,000	163,000	△0.610%	13.15%	167,167
	会長	216,000	17.28%	△2,000	214,000	△0.926%	17.26%	91,975
収用委員会	委員	182,000	14.56%	△1,000	181,000	△0.549%	14.60%	76,317
	会長	68,000	5.44%	0	68,000	△1.449%	5.48%	63,833
海区漁業調整委員会	委員	55,000	4.40%	0	55,000	-	4.44%	51,267
内水面漁場管理委員会	会長	52,000	4.16%	0	52,000	-	4.18%	45,583
管理委員会	委員	42,000	3.36%	0	42,000	-	3.38%	37,167